

厚生労働省「教育訓練給付制度」「人材開発支援助成金」との連携

経済産業大臣が認定した講座のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座について、労働者等が受講した場合に、その費用の一部が「専門実践教育訓練給付金」として支給されます。また、経済産業大臣が認定した講座を企業内での人材育成に用いる際に一定の要件を満たした場合、厚生労働省「人材開発支援助成金」の助成対象となります。

※「専門実践教育訓練」の指定には様々な要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、受講費用の一定割合を支給します。
- また、専門実践教育訓練を受講する、一定の要件を満たす45歳未満の離職中の方に対しては、雇用保険の基本手当日額の60%が訓練受講中に2か月ごとに支給されます。（令和8年度末まで）

支給の条件

- ・給付金を受給するためには、雇用保険の支給要件期間が3年以上（初回の場合は2年以上）である必要があります。（過去に給付金を受給した場合、その時の受講開始日以前の期間は通算できません）

給付の内容

- ・受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給されます。
- ①資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合には、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加で支給します。
- ②①の条件を満たした上で、訓練前後で賃金が5%上昇した場合は、受講費用の10%（年間上限8万円）を追加で支給します。

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- リスキル講座を従業員に受講させた場合、令和4年度から5年間は、人への投資促進コースにおいて訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について、通常よりも高い助成率・助成額で助成金が受けられます。

助成率／助成額

- ・人への投資促進コース
（高度デジタル人材訓練）

経費助成：75%（60%）
賃金助成：1,000円（500円／1人1時間）

※括弧内は、中小企業以外の助成率・助成額

・専門実践教育訓練給付制度の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html

・教育訓練給付金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

・人材開発支援助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html